

世帯分離・世帯合併・世帯主変更

手続きチェックシート



【西当別支所での手続きについて】

西当別支所では、「役場本庁舎」や「総合保健福祉センターゆとろ」で行う各種相談や申請の一部をリモート相談窓口を利用して受け付けしています。

西当別支所で手続き可能な業務については、裏面のチェックシートでご確認ください。

※健康保険の資格確認書・介護保険証・受給者証・認定証等は、後日担当係から郵送されます。

世帯分離・世帯合併・世帯主変更届

世帯に変更があった日から14日以内に届出してください

※外国籍の方の住民異動届は取り扱いできません。

本人確認書類は忘れずに！

役場で手続きする際は、本人確認をいたしますので、本人確認書類の提示をお願いします。

1点で 本人確認 できるもの	官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、 障がい者手帳 など
確認に2点が 必要なもの	・健康保険証（有効期限内のもの） ・健康保険資格確認書 ・介護保険証 ・学生証 ・年金証書 ・基礎年金番号通知書 など

代理人の方が手続きする場合は、

- ① 代理人として来られた方について、本人確認をいたします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、対象となる方のマイナンバーをご提示いただくことがあります。



当別町役場

開庁時間 あさ8時45分～夕方5時15分

（本庁舎）〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

代表電話：0133-23-2330

（ゆとろ）〒061-0234 北海道石狩郡当別町西町32番地2 当別町総合保健福祉センター ゆとろ

代表電話：0133-25-2661

（西当別支所）〒061-3776 北海道石狩郡当別町太美町1470番地4

代表電話：0133-26-3190

世帯分離・世帯合併・世帯主変更に関連するお主な手続き

	下記にあてはまる方は 世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	支所で 手続き できるもの	済	担当係
健康保険	国民健康保険に加入している方	国民健康保険及び国民健康保険料 についての案内		・保険証（有効期限内のもの）、資格情報 のお知らせまたは資格確認書 ・年度額適用認定証（お持ちの方） ※世帯状況が変わることにより、医療費の負 担区分や国民健康保険料の算定に影響が生じ る場合があります。 ※変更後の資格確認書は後日、担当係から郵 送、資格情報のお知らせは即日で交付されま す（窓口混雑時を除く）	リモート		本庁1階 国保・後期高齢者医療係 （②窓口） 0133-23-2467
	後期高齢者医療保険に加入して いる方	後期高齢者医療保険及び後期高齢 者医療保険料についての案内		・保険証（有効期限内のもの）、資格情報 のお知らせまたは資格確認書 ※世帯状況が変わることにより、医療費の 負担区分や後期高齢者医療保険料の算定に 影響が生じる場合があります。 ※変更後の資格情報のお知らせまたは資格 確認書は後日、担当係から郵送されます。	リモート		
子育て	就学援助制度を利用されている 方	世帯状況確認など		※担当係にご相談ください。	リモート		本庁3階 学校教育係 0133-23-2689
	医療券の交付を受けている方 （学校保健安全法施行令第8条 に定める疾病）	世帯状況確認など		※担当係にご相談ください。	リモート		
	0歳～高校生のお子さんがいる 方	児童手当の変更手続き ※公務員世帯の方は勤務先で申 請してください。		※担当係にご相談ください。	リモート		ゆとろ 福祉係 （ゆとろ②窓口） 0133-23-3019
	0歳～高校生のお子さんがいる 方	子ども医療費受給資格認定の変更 手続き		※担当係にご相談ください。	リモート		
	ひとり親家庭等に該当する方 ※0歳～18歳になる年度の未 日（3月31日）のお子さんがい る方 ※20歳未満の父または母の扶 養に入っているお子さんがいる 方	ひとり親家庭等医療費助成制度の 変更手続き		※担当係にご相談ください。	リモート		
		児童扶養手当の変更手続き		※担当係にご相談ください。	リモート		
	特別児童扶養手当を受給してい る方	特別児童扶養手当の変更手続き		※担当係にご相談ください。	×		ゆとろ 障がい支援係 （ゆとろ③窓口） 0133-25-2665
	保育施設を利用している方	教育・保育給付認定の変更手続き		※担当係にご相談ください。	リモート		ゆとろ 子ども係 0133-23-3024